

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則（平成10年岩手県規則第151号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(認定特定非営利活動法人の定款の変更等)</p> <p>第17条 条例第8条（条例第13条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する提出書は、別に定める様式による<u>認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の定款変更の認証を受けた場合の提出書</u>によるものとする。</p>	<p>(認定特定非営利活動法人の定款の変更等)</p> <p>第17条 条例第8条（条例第13条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する提出書は、別に定める様式による<u>認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の定款変更の認証を受けた場合の提出書</u>によるものとする。</p>
<p>(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)</p> <p>第18条 法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別に定める様式による<u>認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の代表者変更届出書</u>を知事に提出してするものとする。</p>	<p>(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)</p> <p>第18条 法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別に定める様式による<u>認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の代表者変更届出書</u>を知事に提出してするものとする。</p>
<p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第19条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、同項に規定する書類を添付した別に定める様式による<u>認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等提出書</u>を知事に提出してするものとする。</p>	<p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第19条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、同項に規定する書類を添付した別に定める様式による<u>認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等提出書</u>を知事に提出してするものとする。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 他の都道府県知事が所管する認定特定非営利活動法人のうち、県の区域内にその他の事務所を設置するものが第1項の規定により書類を提出するときは、前項の規定は適用しない。</p> <p>(助成金支給書類等の提出)</p>	<p>3 他の都道府県知事が所管する認定特定非営利活動法人又は<u>特例認定特定非営利活動法人</u>のうち、県の区域内にその他の事務所を設置するものが第1項の規定により書類を提出するときは、前項の規定は適用しない。</p> <p>(助成金支給書類の提出)</p>
<p>第20条 条例第10条（条例第13条において読み替えて準用する場合を含む。<u>次項において同じ。</u>）に規定する書類の提出は、別に定める様式による<u>認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）が助成金の支給を行った場合の実績の提出書</u>を知事に提出してするものとする。</p>	<p>第20条 条例第10条（条例第13条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書類の提出は、別に定める様式による<u>認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）が助成金の支給を行った場合の実績の提出書</u>を知事に提出してするものとする。</p>
<p>2 条例第10条に規定する書類の提出は、別に定める様式による<u>認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書</u>を知事に提出してするものとする。</p>	
<p>3 前2項の<u>届出書</u>には、副本1通を添えるものとする。</p> <p>(仮認定の申請)</p>	<p>2 前項の<u>提出書</u>には、副本1通を添えるものとする。</p> <p>(特例認定の申請)</p>
<p>第21条 条例第12条に規定する申請書は、別に定める様式によ</p>	<p>第21条 条例第12条に規定する申請書は、別に定める様式によ</p>

る仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書によるものとする。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第22条 第17条から第20条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第17条中「条例第8条」とあるのは「条例第13条において読み替えて準用する条例第8条」と、第18条中「法第53条第1項」とあるのは「法第62条において準用する法第53条第1項」と、第19条中「法第55条第1項」とあるのは「法第62条において準用する法第55条第1項」と、第20条中「条例第10条」とあるのは「条例第13条において読み替えて準用する条例第10条」と読み替えるものとする。

(合併の認証の申請)

第23条 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第12条第1項の申請書の提出に併せて、別に定める様式による特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書を知事に提出するものとする。

(知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の準用)

第24条 知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年岩手県規則第72号)の規定は、条例第14条の規定により読み替えて準用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年岩手県条例第52号)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	[略]	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。第4条において同じ。)、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))
-----	-----	--

る特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書によるものとする。

(合併の認証の申請)

第22条 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第12条第1項の申請書の提出に併せて、別に定める様式による特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書を知事に提出するものとする。

(知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の準用)

第23条 知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年岩手県規則第72号)の規定は、条例第14条の規定により読み替えて準用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年岩手県条例第52号)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	[略]	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。第4条において同じ。)、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))
-----	-----	--

		及び <u>法第63条第5項</u> において準用する場合を含む。)並びに第54条第2項から第4項まで(これらの規定を第62条において準用する場合を含む。第4条において同じ。)の規定による備置き			)及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第54条第2項及び第3項(これらの規定を <u>法第62条</u> において準用する場合を含む。第4条において同じ。)の規定による備置き
第4条	[略]	法第14条、第28条第1項、第35条第1項及び <u>第54条第2項から第4項までの規定</u> による作成	第4条	[略]	法第14条、第28条第1項、第35条第1項並びに <u>第54条第2項及び第3項の規定</u> による作成
第6条	[略]	法第28条第3項、第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。)、第52条第4項(法第62条において準用する場合を含む。) <u>及び第54条第5項</u> (法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧	第6条	[略]	法第28条第3項、第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。)、第52条第4項(法第62条において準用する場合を含む。) <u>及び第54条第4項</u> (法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する提出書等について適用し、同日前に提出した提出書等については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。